

上ヶ原浄水場再整備等事業

基本協定書（案）

令和元年●月●日

神戸市水道局

【代表企業】

【出資企業】

【構成企業】

【協力企業】

上ヶ原浄水場再整備等事業

基本協定書（案）

上ヶ原浄水場再整備等事業（以下「本事業」という。）に関し、神戸市水道局（以下「市」という。）と代表企業としての●●、出資企業としての●●、出資企業以外の構成企業としての●●及び協力企業としての●●で構成される応募グループ（以下「最優秀提案者」と総称する。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し最優秀提案者が落札者として決定されたことを確認し、市と、最優秀提案者が設立する本事業の遂行者（以下「事業者」という。）とが、上ヶ原浄水場に係る施設の再整備及び維持管理並びにこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を締結することに向けた市及び最優秀提案者の義務を定めるものとする。

（用語等の解釈）

第2条 本基本協定において用いられる用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

- （1）「協力企業」とは、構成企業が事業者から直接受託又は請け負った業務を、当該構成企業から当該業務に関してさらに直接業務を受託又は請け負う者をいう。
- （2）「構成企業」とは、事業者から直接業務を受託又は請け負う者をいう。
- （3）「事業者提案」とは、入札企業が本事業の入札手続において市に提出した事業提案資料及び当該事業提案資料を詳細に説明する目的で最優秀提案者又は事業者が作成して市に提出した補足資料その他一切の説明・補足文書並びに最優秀提案者又は事業者が入札説明書等の規定に従い市に対して提出した本事業に関する提案をいう。
- （4）「出資企業」とは、事業者への出資者であり、かつ、事業者から直接業務を受託又は請け負う者をいう。
- （5）「出資者」とは、事業者の株主となる者をいう。
- （6）「代表企業」とは、出資企業のうち、事業者へ最大の出資をし、かつ事業者の株主総会における3分の1を超える議決権保有割合を有し、事業者から直接統括マネジメント業務を受託する者であり、応募グループを代表し、応募手続きを行う者をいう。
- （7）「代表企業の交代」とは、①既存の代表企業（以下「旧代表企業」という。）が保有する事業者の株式を既存の他の出資企業（以下「新代表企業」という。）に譲渡し、譲渡後において、新代表企業が事業者への出資者のうち最大の出資をし、かつ事業者の株主総会における3分の1を超える議決権保有

割合を有する者となり、旧代表企業が引き続き事業者への出資者であり、かつ事業者の株主総会における議決権を有する者になるとともに、②新代表企業が旧代表企業から統括マネジメント業務の受託者としての地位及び権利義務を承継することをいう。

- (8) 「入札企業」とは、構成企業及び協力企業をいう。
- (9) 「入札説明書等」とは、市が本事業の入札手続において配布した調達公告、要求水準書その他の一切の資料（当該資料に係る質問回答書を含む。）をいう。
- (10) 「引渡日」とは、事業者が市に完成した上水施設の引渡しを完了する日として定められた日をいい、令和7年3月末日を予定する。事業契約の規定に基づき整備期間が短縮又は延長された場合には、市と事業者が協議の上、引渡日を変更するものとする。

- 2 本基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本基本協定の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

（当事者の義務）

第3条 市及び最優秀提案者は、市と事業者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

- 2 最優秀提案者は、事業契約締結のための協議においては、入札説明書等、事業者提案及びヒアリングでの説明を遵守する。また、市の要望事項を市及び最優秀提案者間で協議し、合意した事項について事業者に引き継がせ、事業契約に反映させなければならない。

（事業者の設立）

第4条 出資企業は、本基本協定締結後直ちに、次の各号の条件に従い事業者を設立し、その設立登記の完了後直ちに、その商業登記簿謄本を市に提出するものとする。

- (1) 事業者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とすること。
 - (2) 事業者の本店所在地は、神戸市内とすること。
 - (3) 事業者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載すること。
- 2 各出資企業は、必ず事業者にそれぞれ出資することを要し、各出資企業が保有する議決権の割合は、次の各号の条件に従うものとする。
 - (1) 各出資企業の議決権割合の合計が事業者の総株主の議決権の2分の1を超え、かつ、出資企業以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないこと
 - (2) 代表企業の議決権割合が出資企業における最大出資者であり、かつ、議決権割合が事業者の総株主の議決権の3分の1を超えること。
 - (3) 各出資企業の当初の出資額及び議決権割合は以下のとおりとすること。

	出資額	議決権割合
【代表企業】	●円	●%
【出資企業】	●円	●%

(株式の譲渡)

第5条 各出資企業は、事業契約が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による市の承諾を得なければならない。

2 旧代表企業は、引渡日から2年経過後において、あらかじめ事業者提案に記載された代表企業の交代を行う場合には、市の承諾を得ずに保有する事業者の株式を新代表企業に譲渡することができる。この場合、旧代表企業、新代表企業及び他の出資企業は、当該株式譲渡を反映した別紙1の様式による出資者誓約書兼保証書、担保権設定契約書その他市が合理的に要求する資料の写し及び統括マネジメント業務の受託者の交代を証する書面その他市が合理的に要求する資料の写しを、速やかに市に提出しなければならない。

3 各出資企業は、前二項を含めいかなる場合も、反社会的勢力（集团的に又は常習的に違法行為（犯罪行為を含むが、これに限られない。）を行うことを助長するおそれがある団体又はかかる団体の構成員をいう。）その他これに類する者に対し、保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行ってはならない。

(業務の委託等)

第6条 構成企業は、別紙2に従い、事業者をして、本事業に関する業務を、別紙2記載の者にそれぞれ委託し若しくは請け負わせ、又は自ら受託し若しくは請け負う。

2 構成企業は、別紙2に従い、本事業に関する業務を、協力企業にそれぞれ委託し又は請け負わせ、協力企業は、別紙2に従い、本事業に関する業務を、自ら受託し又は請け負う。

(事業契約)

第7条 出資企業は、本基本協定締結後令和●年●月●日までに、事業者をして、市との間で事業契約を締結せしめるものとする。

2 市及び最優秀提案者は、事業契約締結後も、本事業の実施のために互いに誠実に協力しなければならない。

3 出資企業は、市と事業者との間での事業契約の締結と同時に別紙1の様式による出資者誓約書兼保証書を作成して市に提出するものとする。

4 第1項の規定に関わらず、事業契約の締結までに、本事業の入札に関し各入札企業に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、市は事業契約を締結しないことができる。

(1) 各入札企業のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第7項の規定により排除措置命令が確定したとき、又は、同法第49条第6項、第52条第3項、第66条第2項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(2) 各入札企業のいずれかが、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、同法第50条第5項の規定により課徴金納付命令が確定したとき、又は同法第50条第4項、第52条第3項、第66条第2項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(3) 各入札企業のいずれかが、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 各入札企業のいずれかの役員又は使用人について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(5) 前各号のほか、事業契約の締結までに、各入札企業のいずれかが、入札説明書等において提示された入札参加資格の全部又は一部を喪失したとき。

5 第1項の規定に関わらず、事業契約の締結までに、各入札企業に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、市は事業契約を締結しないことができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(違約金等)

第8条 各入札企業のいずれかが前条第4項第1号から第4号のいずれかに該当したときは、各入札企業は、事業契約の締結又は不締結にかかわらず、落札金額（消費税及び地方消費税を含む。本条において以下同じ。）の100分の10に相当する金額の違約金を市に支払うものとする。

- 2 前条第4項第5号に該当する事由の発生により、又はその他最優秀提案者の責に帰すべき事由により、事業契約が締結されなかったときは、各入札企業は、落札金額の100分の5に相当する金額の違約金を市に支払うものとする。
- 3 各入札企業のいずれかが前条第5項第1号から第6号のいずれかに該当したときは、各入札企業は、事業契約の締結又は不締結にかかわらず、落札金額の100分の10に相当する金額の違約金を市に支払うものとする。
- 4 前三項の規定にかかわらず、市に生じた損害の額が前三項に規定する違約金の額を超える場合には、市は、入札企業に対し、その超過分につき賠償を請求することができる。
- 5 前四項の違約金及び損害賠償金は、各入札企業が連帯して、市の支払い請求の受領後速やかに市に支払わなければならない。

(事業契約不調の場合の処理)

第9条 事業者と市との間で事業契約の締結に至らなかった場合、市及び最優秀提案者並びに事業者が本事業の実施のための準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び最優秀提案者並びに事業者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第10条 市又は最優秀提案者は、本基本協定に関する事項につき知り得た市又は最優秀提案者の秘密に属する事項及び情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方又は事業者若しくは事業者が本事業の対象業務を委託し又は請け負わせる者（当該業務の実施に合理的に必要な場合に限る。）以外の第三者に開示し、又は本基本協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、①市又は最優秀提案者が司法手続又は法令等（神戸市情報公開条例（平成13年条例第29号）を含む。）に基づき開示する場合並びに②弁護士その他本事業に関わる契約の当事者のアドバイザー及び金融機関（本事業に関する資金調達を図るために合理的な場合に限る。）に本条で規定された内容と実質的に同じ内容の秘密保持義務を課して開示する場合にはこの限りでない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用されない。

(1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本基本協定

上の義務違反によることなく公知となった情報

(2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に適法に保有していた情報

(3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

(4) 開示を受けた当事者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる情報

- 3 市が神戸市情報公開条例に基づき秘密情報の公開請求を受けた場合で、市において当該公開請求の内容が同条例第10条及び第11条により非公開とされるべき情報にあたると思料するときは、市は最優秀提案者に対してその旨を通知し、最優秀提案者は市に対して当該秘密情報が非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に示して協議を求めることができる。
- 4 最優秀提案者は、本事業の対象業務の遂行に際して知り得た個人情報（市が貸与するデータ及び帳票資料等に記載された個人情報並びに当該情報から最優秀提案者が作成した個人情報の総称をいう。以下この条において同じ。）につき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び神戸市個人情報保護条例（平成9年条例第40号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払わなければならない。
- 5 前項に定めるほか、最優秀提案者は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、市の指示に従う。
- 6 最優秀提案者は、①最優秀提案者の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、②構成企業及び協力企業その他本事業の対象業務を委託し又は請け負わせる者、③本事業の実施に要する資金を事業者に供与している金融機関に対し、本条で規定された内容と実質的に同じ内容の秘密保持義務を課して遵守させ、そのための適切な措置を講じる。
- 7 本条に定める最優秀提案者の義務は、本基本協定の終了後も存続し、前項に定める最優秀提案者の義務は、秘密保持義務対象者（前項に基づき最優秀提案者が秘密保持義務を課すべき対象者をいう。）がその地位を失った後も存続する。

（協議）

第11条 本基本協定の規定又は本基本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合、本基本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第12条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本書を2通作成し、市及び各入札企業がそれぞれ記名押印の上、市及び代表企業が各1通を保有する。

令和元年●月●日

市：

神戸市水道局

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋義

最優秀提案者：

(代表企業)

【名称】

【住所】

【役職】 【氏名】

(出資企業)

【名称】

【住所】

【役職】 【氏名】

(構成企業)

【名称】

【住所】

【役職】 【氏名】

(協力企業)

【名称】

【住所】

【役職】 【氏名】

令和●年●月●日

神戸市水道局
神戸市水道事業管理者
広瀬 朋義

出資者誓約書兼保証書

神戸市水道局（以下「甲」という。）及び【事業者名】（以下「乙」という。）との間で、令和●年●月●日付で締結された「上ヶ原浄水場再整備等事業 事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、乙の出資者である●会社及び●会社（以下「当社ら」と総称する。）は、本日付けをもって、後記の事項を甲に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書兼保証書において使用される用語は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 乙が、令和●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として適法に設立され、本日現在、有効に存続していること。
- 2 (1) 本日現在における乙の発行済株式総数は●株であり、総株主の議決権数は●個であること。
(2) 当社らの保有する乙の株式に係る議決権の総数は●個であり、そのうち●個は●会社が、●個は●会社が、●個は●会社がそれぞれ保有すること。
(3) 当社らではない者が保有する乙の議決権の総数は●個であり、そのうち●個は●会社が、●個は●会社が、●個は●会社がそれぞれ保有すること。
- 3 乙が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する乙の株式を譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前にその旨を甲に書面で通知し、甲の書面による承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書及び融資契約書その他甲が合理的に要求する資料の写しを速やかに甲に提出すること。

4 当社は、本契約が終了するまでの間、乙の議決権を各保有するものとし、「上ヶ原浄水場再整備等事業 基本協定書」（以下「基本協定」という。）第4条第2項を遵守するとともに、基本協定第5条第2項に定めるあらかじめ事業者提案に記載された代表企業の交代を行う場合又は甲の事前の書面による承諾がある場合（第3項に定める承諾がある場合を含む。）を除き、乙の株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、当社は、いかなる場合も、反社会的勢力（集团的に又は常習的に違法行為（犯罪行為を含むが、これに限られない。）を行うことを助長するおそれがある団体又はかかる団体の構成員をいう。）その他これに類する者に対し、かかる処分を行わないこと。

5 当社らが保有する乙の株式を譲渡することが許容される場合において、譲渡を行う場合、当社は、譲受予定者から別添の誓約書を徴求の上、甲に提出すること。

以上

（代表企業）

【名称】

【住所】

【役職】 【氏名】

（出資企業）

【名称】

【住所】

【役職】 【氏名】

(別添) 誓約書の様式

令和●年●月●日

神戸市水道局
神戸市水道事業管理者
広瀬 朋義

誓 約 書

神戸市水道局（以下「甲」という。）及び【事業者名】（以下「乙」という。）との間で、令和●年●月●日付で締結された「上ヶ原浄水場再整備等事業 事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を甲に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において使用される語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する乙の株式に係る議決権数は●個であること。
- 2 当社が保有する乙の株式の譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合、事前に甲に書面で通知し、甲の書面による承諾を得ること。
- 3 当社が保有する乙の株式を譲渡することが許容される場合において、譲渡を行う場合、譲受予定者から本誓約書と同じ様式の誓約書を徴求の上、甲に提出すること。

以上

【名称】

【住所】

【役職】 【氏名】

(別紙2) 各対象業務の委託又は請負企業一覧

対象業務		代表企業／出資企業 ／出資企業以外の構 成員／協力企業の別	会社名
統括マネジメント業 務	-	代表企業	●
上水施設再整備業務	●	●	●
維持管理業務	●	●	●

※複数者で各業務を分担する場合はそれぞれが担う業務内容を記載すること。